

指針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信

税理士 疋田 英司

税理士 中富 強

税理士 松谷 正俊

御 礼

顧問先様からお預かりした消費増税反対の署名は、国会に届けてまいりました。

ありがとうございました。

引き続き、取り組みを行っております。お手元に署名がございましたら、お手数ですが当事務所までお送りください。



5月の税務・労務

3月決算法人の確定申告	5月中の
9月決算法人の中間申告	決算応答日
6,9,12月決算法人の消費税中間申告(年税額400万円超)	
・社会保険料・児童手当拠出金(4月分)の納付期限	5月31日(木)
・源泉所得税、特別徴収税額(4月分)の納付期限	5月10日(木)
・自動車税・軽自動車税、固定資産税(都市計画税)の納付	市町村の条例で定める日

5月の行事・業務案内

- 1(火) メーデー 八十八夜
- 3(木) 憲法記念日
- 4(金) みどりの日
- 5(土) こどもの日 立夏 端午
- 8(火) 世界赤十字デー
- 15(火) 沖縄本土復帰記念日
- 31(木) 禁煙週間(~6月6日)



金融円滑化法の来年3月末まで期限延長

1年後の資金繰り改善に向けた計画が課題

金融円滑化法は2009年に施行され、返済条件の緩和などを行った。景気低迷の折、資金繰りに窮する中小企業にとって救いの制度だ。

金融庁によれば、全国で151万件の利用があったらしい。このお陰で、事業が再興できたケースもあるらしい。しかし、なかなかうまくいかない面も多い。銀行によっては2年以上の延長は見込みがないと判断する金融機関もあるらしい。そうならないよう、事業計画を綿密に立てなければ徐々に貸しはがしが進む可能性がある。

円滑化法を使っていない企業も安心はできない。取引先の状態によっては、円滑化法が切れ

た段階で資金繰りが立ち行かなくなり、倒産となる場合もある。

消費税増税で景気失速の可能性も

そのような折に消費税増税などされると、景気はさらに後退し一層の景気低迷に陥る。

さらに売掛金に対する税務署の差押が激烈になる。今でさえ、容赦のない差押が行われ、税務署の差押をきっかけにして倒産に追い込まれる例もある。一方では闇金業者や詐欺まがいの融資話も飛び交っている。

中小企業の経営は荒波の中。来年の金融機関円滑化法の期限切れの前に、見直しの機会を作らないといけな

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17 第5松葉ビル301号
Tel:072-805-5252 FAX:072(805)5253 Eメール: info@kskj.jp
URL: http://kskj.jp

税理士法人京阪総合会計事務所/京阪総合経営(保険取扱)
【取次会社】(生命保険)大同、(ビジネス)MJS、弥生会計
(生保・損保) ユナイテッド・インシュアランス(株)

当事務所が行っている業務

税務申告作成/税務経理相談/決算節税対策/税務調査立会い/記帳代行業務/給与計算/会計ソフト導入支援/保険相談/資金調達相談/経営相談/経営計画作成/起業支援/事業承継/相続対策/相続手続き代行/成年後見人/弁護士・司法書士・社会保険労務士・行政書士・中小企業診断士・各種経営コンサルと業務提携

今号の紙面 ○ 金融円滑化法の期限切れは

- 税務調査手続きが変わります。でも任意調査は変わらない
- 欠損金の繰越控除の拡充 ○税理士コラム(中富)
- 顧問先(グランツ様)ご紹介 ○Q&A食事代は給与?

税務調査の手続法が来年から変わります・・・が、任意調査に変わりありません

昨年末の第179回臨時国会で税務調査の手続法が「改正」され、来年から始まる税務調査に適用されます。

事前通知の義務化

税務調査をする場合は、事前に納税者または税理士に通知することが義務付けられました。

例外的に脱税が想定されるなど、悪質と認められる納税者には事前通知しなくてもよい



いこととなりました。この濫用を防ぐため、財務副大臣は「悪質」の基準を明らかにすると国会で答弁しています。例外適用には合理的な根拠が必要です。

提示・提出・留置の権限が付与

今回の法改正では、税務職員が書類などの「提示」を求め、さらに、税務署に持ち帰る「提出」を求めることができること定められました。提出された書類は、全て詳細な明細を作成し、必ず返却しなくてはなりません。預った書類を税務署内に責任を持って留置く権限と義務が与えられました。

この法律が定められた背景には、納税者から預った書類を紛失するなどの不始末が税務署内であったからです。

個人情報である税務関係書類に対する税務署内の管理が極めて杜撰であったことに起因します。

税務調査は任意調査

これらの税務調査はすべて任意調査です。提出の求めを断ることもできます。法律には「犯罪捜査」のための調査権限ではないと、わざわざ定めています。法律を作る人も、犯罪捜査まがいの税務調査が横行していることに心を痛めている様子が伺えます。



欠損金の繰越控除制度が9年間に延長

ただし帳簿等の保存期間も延長

平成23年度税制改正で、青色欠損金を繰越できる期間が従来の7年から9年に延長されました。平成20年秋のリーマン・ショックの影響等に対応するため、平成20年4月1日以後終了した事業年度において生じた欠損金額について適用されます。制度の概要は以下のとおり

控除限度額の制限

中小法人は控除額の制限はありません。

※大企業は控除限度額をその事業年度の繰越

控除前の所得金額の80%に制限されます。

大企業への適用は平成24年4月1日以後に開始する事業年度から。

繰越期間の延長

青色欠損金及び災害損失金の繰越期間は発生年度の翌年度から7年間と定められてきましたが、改正後は9年間に延長されます。

適用となる欠損金

平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

適用要件

欠損金の控除期間の延長に伴って、帳簿書類の保存期間についても9年に延長されて

います。さらに、欠損金額の生じた事業年度の帳簿書類の保存が新たな要件とされています。したがって、欠損金が生じた事業年度については最大9年間帳簿書類の保存が必要となります(通常は7年間)。

更正の請求期間等

繰越期間の延長に伴い、欠損金額について納税者による更正の請求及び税務署長による増額更正が可能な期間がそれぞれ9年に延長されました。

地方税の取扱い

法人事業税については、法人税と同様の取扱いとなっております。法人住民税については、法人税額が課税標準となることから同じ取扱いです。

消費税と滞納額

中富 強

▼民主党野田内閣は、「社会保障と税の一体改革」と称して、2015年までに消費税を段階的に引上げ、10%にする大増税計画をもちこんだ消費税増税法案を提出しています。

▼23年3月末で国税の総滞納残高は、1兆3625億円。この内消費税の滞納残高は3956億円で29%を占めています。

▼消費税は、「売掛金に消費税が含まれている」という「名分」で売掛金差押中心の徴収行政が行われ、強権的な徴収が強まっています。

▼それでも、国税滞納残高に消費税滞納額の占める割合は消費税導入3年で10%を超え、10年で20%を超え現在30%近くになっています。▼長引く不況に加え、大震災を理由に公務員の給料を大幅賃下げし、国民の暮らしは耐えがたい状況にあります。消費税は所得の低い人ほど負担が重くなる逆進性を持った不公平な税制です。また、転嫁が困難な中小企業は身銭を切ることから営業が破壊され、滞納が一層増えることになり、中小企業の倒産が増えるのが目に見えて来ます。

悪質貸金業者にご注意！

先日、顧問先から、非常に有利な融資案内があったと連絡があった。名前を聞くと「たいようファクター(株)」という貸金業者

早速、登記情報・財務局の貸金業者登録名簿を見ると該当なし。ホームページの画像、ストリートビューでの会社の情報もうそ臭い。

案の定、調べはじめて4日後に財務局から悪質貸金業者の被害が出ていると告知がでていました。

くれぐれも甘い勧誘にはご注意ください！

カー用品の専門メーカー

株式会社 グランツ



うちのお客様です



オリジナルブランド
ZAFAR (ザファール)
HITMAN (ヒットマン)
LUKAS (ルーカス)
Zak Sport (ザックスポルト)

プロフィール

本社営業 06-6743-2678
東大阪市本庄西 2-2-41
創業：昭和 42 年
資本金：1000 万円
Guest24@glanz-inc.co.jp

お求めは
カー用品有名量販店 または
グランツ様の通販サイトをご
利用ください



愛車をドレスアップ

カーアクセサリー・機能パーツ・グッズなど幅広い商品を取り扱われています。カー用品有名量販店にて、ステアリング・シフトノブ・イルミネーションパーツ・電球などのオリジナル商品を多数販売されています。

こんな商品があれば便利、かっこいい等ありましたら是非要望してみてください。もしかしたら、商品化されるかも・・・



Q&A コーナー

会社から支給される食事は給与？

それとも非課税？



Q 社員に対して食事を支給する場合、一定の範囲であれば課税されないのでしょうか？

A 会社が社員に食事を支給した場合、原則として給与課税されますが、次に該当する場合は課税されないこととされています。とくに、現金で食事代の補助をする場合には、深夜勤務者への支給(③参照)を除き、補助をする全額が給与として課税されますのでご注意ください。

① 昼食等の食事

役員や社員が食事の価額の半分以上を負担しており、かつ、会社の負担が月額3500円(税抜)以下であれば課税されません。

② 残業または宿日直時の食事

社員が会社の業務の必要性に基づいて残業または宿日直を行う際に支給される食事は、これらの勤務に伴う実費弁償的な面があることから課税されないことになっています。

なお、宿日直に際して金銭による手当てが支給される場合がありますが、これについては、勤務1回につき4000円までは課税されず、金銭と食事が支給される場合は、4000円から支給された食事の価額を控除した金額が宿日直手当てのうち課税されない金額となります。

③ 深夜勤務者に対する食事

深夜勤務者(残業による深夜勤務を除く)に夜食の支給に代えて、勤務1回ごと1食当たり300円(税抜き)以下の金額を定額支給する場合は、課税されないこととなっています。